

行方市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 20 日

行方市長

鈴木 周也

行方市条例第 19 号

行方市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

行方市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 25 年行方市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 173 条第 13 項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。